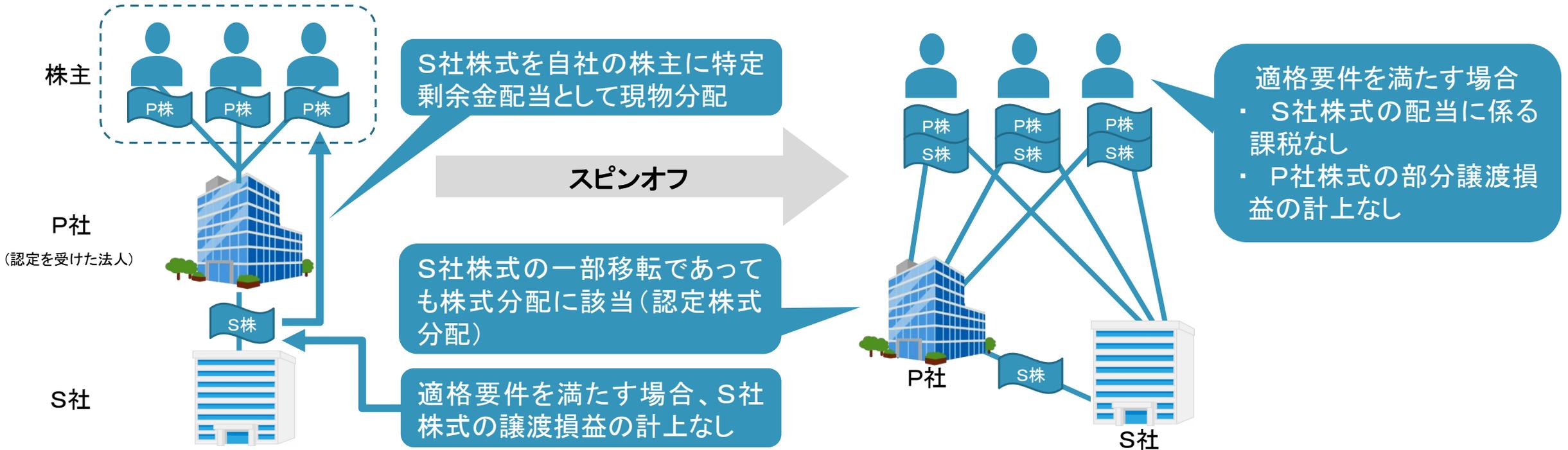


3 認定株式分配に係る課税の特例の創設

(1) 認定株式分配に係る課税の特例の創設(制度の概要)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特典剰余金配当(※1)として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配(※2)に該当することとされ、その株式分配のうち、適格要件(次ページ参照)に該当するものは、適格株式分配に該当することとされました(措法68の2の2①、措令39の34の3①)。



※1 特定剰余金配当とは、剰余金の配当で、配当財産がその認定を受けた法人の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式等であるものをいいます(産業競争力強化法31①)。

※2 本特例の適用がある場合における株式分配とは、現物分配(剰余金の配当又は利益の配当に限ります。)のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人(完全子法人)のその発行済株式等の一部(本則:発行済株式等の全部)が移転するものをいいます(措法68の2の2①による読替え後の法2十二の十五の二)。

(2) 認定株式分配に係る課税の特例の創設(認定株式分配に係る適格要件)

認定株式分配に係る適格要件

- 1 認定株式分配に係る完全子法人の株式(出資を含む。以下1において同じ。)が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものであること(法二十二の十五の三、措法68の2の2①)。
- 2 認定株式分配の直後にその認定株式分配に係る現物分配法人が有するその認定株式分配に係る完全子法人の株式又は出資の数又は金額のその完全子法人の発行済株式又は出資(その完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合が20%未満となること(措令39の34の3①一)。
- 3 適格株式分配(本則)と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び主要事業継続要件並びに本則から要件が厳格化された従業者継続従事要件(※)を満たすこと(措令39の34の3①二～五)。
- 4 認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める次の要件のいずれかを満たすものであること(措令39の34の3①六、令5経済産業省告示50、事業再編実施指針四へ(1)～(3))。
 - (1) 完全子法人の特定役員(社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。)に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること
 - (2) 完全子法人の主要な事業(事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれているものに限る。以下同じ。)を開始した日から事業再編計画の認定の申請の日までの期間が10年以内であること
 - (3) 完全子法人の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと

※ 本則から要件が厳格化された従業者継続従事要件は、認定株式分配に係る完全子法人のその認定株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね90%以上(本則:80%以上)に相当する数の者がその完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていることとされています(措令39の34の3①四)。